

フェントエート(PAP)の水質モニタリングデータと当面のリスク管理措置(案) (水産動植物の被害防止に係る登録保留基準関係)

平成24年10月30日

フェントエートは、水産動植物被害防止に係る農薬登録保留基準値案（以下、「水産基準値案」という。）が $0.077\mu\text{g/L}$ （水産PEC（水田Tier2） $0.038\mu\text{g/L}$ 、水産PEC（非水田Tier1） $0.069\mu\text{g/L}$ ）で、水産基準値案と水産PECが近接していたことから水質モニタリング調査結果を確認したところ、水道統計による原水の水質調査において、下記のとおり水産基準値案を超過したデータが見られたことから、当面のリスク管理措置を取りまとめた。

※ フェントエートは、水田及び非水田で使用される有機リン系殺虫剤である。水田適用剤の普及率は全国で見ると平成19年は1.9%、平成20年は1.6%、平成21年は1.3%であった。

1 フェントエートの水質モニタリングデータ

(1) 水道統計における原水の水質調査（別紙）

平成19～21年度に行われた水道統計における原水の水質調査において、延べ1,254地点でフェントエートが測定され、平成19年度調査においてのみ3地点で検出され、うち2地点は水産基準値案を上回っていた（ $0.17\mu\text{g/L}$ 、 $0.09\mu\text{g/L}$ ；別紙）。このうち1地点（ $0.09\mu\text{g/L}$ ）は、調査地点の近傍に環境基準点が設定されておらず、平成20及び21年度の調査では定量下限未満となっていた。また、もう一つの地点は近傍に環境基準点が設定されているが、平成20及び21年度にはフェントエートの調査は行われていない。

(2) その他の調査

平成19年度に環境省が実施した化学物質環境実態調査においてフェントエートは検出されていない（検出下限値 $0.000022\mu\text{g/L}$ ）。さらに、平成21年度に環境省が実施した農薬残留対策総合調査（非水田農薬対象）においても、環境基準点においてフェントエートは検出されていない（定量下限値 $0.01\mu\text{g/L}$ ）。

2 当面のリスク管理措置

平成19年度に行われた水道統計による原水の水質調査（425地点調査）において、フェントエートの農薬濃度は2地点において水産基準値案を上回っているものの、そのうち1地点は、水産PECの評価地点である環境基準点ではなく、平成20及び21年度にはフェントエートは検出されていない。また、もう一つの地点は近傍に環境基準点が設定されているが、平成20及び21年度にはフェントエートの調査は行われていない。一方、両地点が所在する県における平成19年度のフェントエートの水田適用剤の普及率は約0.0～3.8%程度と普及率はそれほど高くなく、平成21年度には約0.0～1.9%になっている。

このような状況を踏まえ、平成22年度以降の水道統計による原水調査の結果の検証及び都道府県ごとの普及率の確認を継続的に行うとともに、農薬残留対策総合調査の対象農薬として水質モニタリングの実施について検討したい。